

第七次

藤里町行政改革大綱

平成29年12月策定

秋田県 藤里町

はじめに

「第六次藤里町行政改革大綱」では、町内各界各層の皆さまと幅広く議論を交わし、多くの貴重なご意見やご提案をいただきながら、財政状況と行政サービスの維持・向上とのバランスを図りつつ、効率的な組織体制を構築するなど、量と質の両面において様々な改革に取り組み、未来へ繋ぐ行財政基盤の確立と行政サービスの質の改革の実現を図ってまいりました。

人口減少・少子高齢化社会を迎え、人口規模の縮減や人口構造の変化がもたらす様々な影響や諸課題に的確に対応できる社会システムや行財政システムを構築することが必要であり、今こそ、町民の皆さまとともに、知恵を絞りながら、総力を結集して、元気な藤里町を創り上げていかなければなりません。

これらのことを踏まえ、このたび平成29年度から4カ年度を実施期間とする「第七次行政改革大綱」を策定いたしました。

これまでの取組を継承しつつ、「町民との協働・連携による町政の推進と行政サービスの向上」をテーマに行財政全般にわたって見直しを行なってまいります。

また、策定にあたって行政改革懇談会から貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。

行財政改革の推進には、町と町民が一丸となって、その力を結集することが不可欠です。町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年12月

藤里町長 佐々木 文明
(行政改革推進本部長)

〔 第 七 次 行 政 改 革 の 基 本 的 な 考 え 方 〕

H27. 5. 1

H29. 5. 19 調整

1. 行政改革の基本テーマ

新たな行政改革の推進にあたっては、次の基本テーマを掲げ、行財政全般にわたる改革を進めます。

第二次 来るべき地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムの確立

第三次 時代の変化に柔軟に対応できる簡素で効率的な行財政システムの確立

第四次 農山村特有の小規模自治体だからできる簡素で効率的な行財政システムの確立

第五次 将来に向けて持続可能な行財政基盤の確立

第六次 未来へつなぐ行財政基盤の確立と行政サービスの質の改革

第七次 町民との協働・連携による町政の推進と行政サービスの向上

2. 行政改革の方向について

「藤里町まちづくり計画」や「まち・ひと・しごと創生藤里町総合戦略」に基づく政策の着実な実行を支えるとともに、人口減少・少子高齢化にあっても、町民が安心して暮らせるよう、引き続き量と質の両面からの行財政改革と時代の変化に柔軟に対応した行政サービスの提供に取り組みます。

3. 行政改革の推進期間

第一次	昭和 6 0 年度～平成 7 年度
第二次	平成 8 年度～平成 1 1 年度
第三次	平成 1 2 年度～平成 1 5 年度
第四次	平成 1 6 年度～平成 1 9 年度
第五次	平成 2 0 年度～平成 2 3 年度
第六次	平成 2 4 年度～平成 2 7 年度
第七次	平成 2 9 年度（2017 年度）～2020 年度

4. 行政改革の推進機構

行政改革は町職員が必要性と重要性を認識し、自らの問題として取り組むことが重要であり、町長を本部長とする「藤里町行政改革推進本部」のもと、全職員が一体となり行政改革を推進します。

改革事項の進行管理や達成度の検証にあたっては、藤里町行政改革推進本部と藤里町行政改革懇談会が中心となり、毎年度、進捗状況を把握し実施状況について助言するものとします。

第七次藤里町行政改革大綱

1. これまでの取組

本町は、平成 15 年に単独立町を表明し、町制施行 50 周年という節目を経て、厳しい財政運営や社会状況の変化、地方への権限移譲などの課題に対応するため、これまでに六次にわたり行政改革大綱の策定及び計画等の見直しを行いながら、行財政改革に取り組んできました。

特に単独立町表明後の第四次から第六次大綱にかけては、徹底した事務事業の見直し、組織・機構及び定員管理の見直し、経費の節減合理化、財政の健全化を大きな目標に掲げて改革を推進し、事務の効率化や経費の節減にかかる改革事項の達成、公債費の大幅な縮減や財政の健全度をはかる健全化判断比率の改善など一定の成果を上げてきました。

2. 行政改革の必要性について

少子高齢化や人口減少は、多くの自治体で同じ傾向が見られていますが、国勢調査の結果から本町でも、昭和 30 年の 9,324 人をピークに減少が続き、平成 27 年調査では 3,359 人のうち 65 歳以上の高齢者が 1,465 人（高齢化率 43.6%）を占め、人口減少と高齢化が深刻な問題となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成 25 年 3 月）では、平成 52 年の本町の総人口は 1,820 人と平成 27 年の 3,359 人の約半分に減少し、老年人口（65 歳以上）の総人口に占める割合は、10 ポイント上がる一方で年少人口（15 歳未満）は、1 ポイントの低下、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳未満）では、7 ポイント低下するという厳しい推計となっています。

一方、町民サービスの需要は、今後も拡大していくことが予想され、これからも、より質の高いサービスを安定して提供していくためには、行政単独の力だけでは限界があり、「持続可能な町」を目指した行財政運営を維持していくためにも、町民や団体、企業等の多様な担い手が町政運営に参画していくことが必要です。

また、地方分権改革の推進により、地方自治体の裁量や権限が拡充される一方で、地方自治体が自己決定・自己責任の原則の下、まちづくりを行っていくことが求められます。

このような状況の中、限られた財源を有効に活用し、魅力ある持続可能なまちづくりを実現していくためには、本町が抱える課題を解決しながら健全財政に努め、また、社会情勢を的確に把握し、時代に合った行財政改革を推進していく必要があります。

3. 第七次行政改革大綱の方向性

これまでの取組とその成果、行財政運営を取り巻く状況を踏まえ、今後の行政改革は、次の基本理念の下、その実現に向けて推進します。

(1) 基本テーマ

「町民との協働・連携による町政の推進と行政サービスの向上」

(2) 基本理念

「藤里町まちづくり計画」や「まち・ひと・しごと創生 藤里町総合戦略」に基づく政策の着実な実行を支えるとともに、人口減少・少子高齢化、小さい町であっても、必要な行政サービスを確保し、町民が安全・安心に暮らせるよう、行政と町民と協働・連携しながら量と質の両面から行政改革に取り組みます。

(3) 基本計画

推進期間は、平成 29 年（2017 年）12 月 28 日から 2021 年 3 月 31 日までの 4 カ年度とする。

(4) 行政改革の柱

I 時代に対応した効率的な行政運営の確立

- ①業務改善の推進
- ②職員数の適正管理
- ③人材育成の推進

II 町民主体の協働のまちづくり

- ①情報の共有化
- ②多様な主体との協働・連携
- ③環境保全の推進

III 健全な財政運営

- ①経費の節減合理化
- ②財政の健全化
- ③雇用対策

I 時代に対応した効率的な行政運営の確立

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応した行政サービスを提供するため、適正な職員配置を行い柔軟な組織体制を構築します。

また、これまで町が直接実施している業務について、民間に委ねることができる業務は民間委託や民営化を検討します。

これまでも、接遇の改善や研修機会の拡大に取り組んできましたが、引き続き、地域の奉仕者であることを自覚し、住民の目線に立ち、ニーズを的確にとらえ行動できるよう、職員の資質向上と意識改革を図ります。また、同時に公務員としての基本的知識の習得や業務ごとに必要な能力開発、自ら課題に対応できる研修など人材の育成に努めます。

①業務改善の推進

各種事務事業の点検・見直しと再構築を進め、民間の活用が可能な業務については、民間委託等を検討していきます。

常に庁内機構、各種審議会・委員会等のあり方、定数等について点検し、より簡素で効率的な組織機構の確立を図ります。

また、少子化が進む中、藤里町教育計画策定委員会などの意見を尊重しながらより充実した教育環境の検討と整備を進めます。

②職員数の適正管理

事務事業の効率化や組織機構の見直しなどにより、限られた財源や人員の有効活用を図るとともに、新たな行政課題や多種多様の町民ニーズ、現状に対応した勤務体系と勤務環境を考慮した職員数の適正管理を行います。

また、給与・手当等については、国県他自治体との均衡及び民間の動向を考慮し、点検と見直しを図ります。

③人材育成の推進

「藤里町人材育成基本方針」に基づき、住民視点で迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するため、接遇の改善や研修機会の拡大に取り組み、職員の資質向上と意識改革を図ります。また、直接的な職務に限らず、町の施策、国や他の自治体の動向・施策、文化、経済等への関心を持ち、地域へ飛び出し町民と協働できる職員の育成に努めます。

Ⅱ 町民主体の協働のまちづくり

限られた職員・予算の枠組みの中で、高度化・多様化する課題に対し、行政だけで対応し続けることが困難な状況となっています。課題に対し的確に対応し、持続的に発展を続ける町政を実現するためには、行政とともに町民の担う役割も大きく、これからの町政においては、町民と行政とが知恵を出し合い連携・協力し合う「協働のまちづくり」を進める必要があります。

今後は、町政に関する情報提供の場や意見交換する場などの設置により、町民と対話し理解を深めながら情報公開や町民の参画等をさらに積極的に進め、町民と行政の協働による開かれた透明性の高い町政の推進を図っていきます。

①情報の共有化

町広報紙、ホームページ、フェイスブック、防災無線などの活用のほか、町政に関して意見交換し理解を深める場の充実を図るとともに、町民との情報の共有化に努め、町政への理解と信頼の確保に取り組み町民と協働のまちづくりを進めます。

②多様な主体との協働・連携

日常における高齢者や子どもの見守り、災害発生時での助け合い、文化・健康・福祉・環境・交通など、地域の様々な課題を解決するため、町民と行政が情報を共有し、互いに連携・協力し合いながら、町民の町政への参画を推進します。

また、地域団体の自主的活動への支援のほか、様々な分野のボランティア活動を支援・促進し、地域の活性化につなげていきます。

③環境保全の推進

豊かな自然環境に育まれてきた景観、多様な生物、豊かな水、森、そして世界自然遺産白神山地を有する町として、官民が一体となって地球温暖化、低酸素社会の形成、森林の適切な保全に努め、将来世代に引き継いでいきます。

Ⅲ 健全な財政運営

これまでも健全な財政運営を目指し、予算編成方針の見直しなどにより財政環境の変化に対応してきましたが、今後、地方交付税の減少、税収の減少、義務的経費である公共施設等の維持管理費等の増加による厳しい財政状況が予想されます。

引き続き藤里町まちづくり計画に基づく計画的な行政運営に努め、適正で効率的な予算執行と将来を見据えた財源確保に向けた取組を積極的に進め、安定的な財政運営を図ります。

①経費の節減合理化

政策を着実に実行していくため、経常経費の節減、補助金・扶助費の時代に対応した見直しを含めた点検など、適正な運用を図るとともに公共施設等総合管理計画に基づく町有施設の適正管理に努めます。

②財政の健全化

地方自治体にとって財政健全化判断比率の指標は、財政の健全化を知る上で重要なものとなっています。未来の世代が納得のできる負担となるよう、適正で効率的な予算執行に努めるとともに、財政2基金（財政調整基金・減債基金）の一定額確保により、安定的な財政運営に取り組み、利用料、使用料については、受益者負担の原則に沿った公平な観点から、運営経費等との比較検討を行い、見直しも含め適正化を図ります。

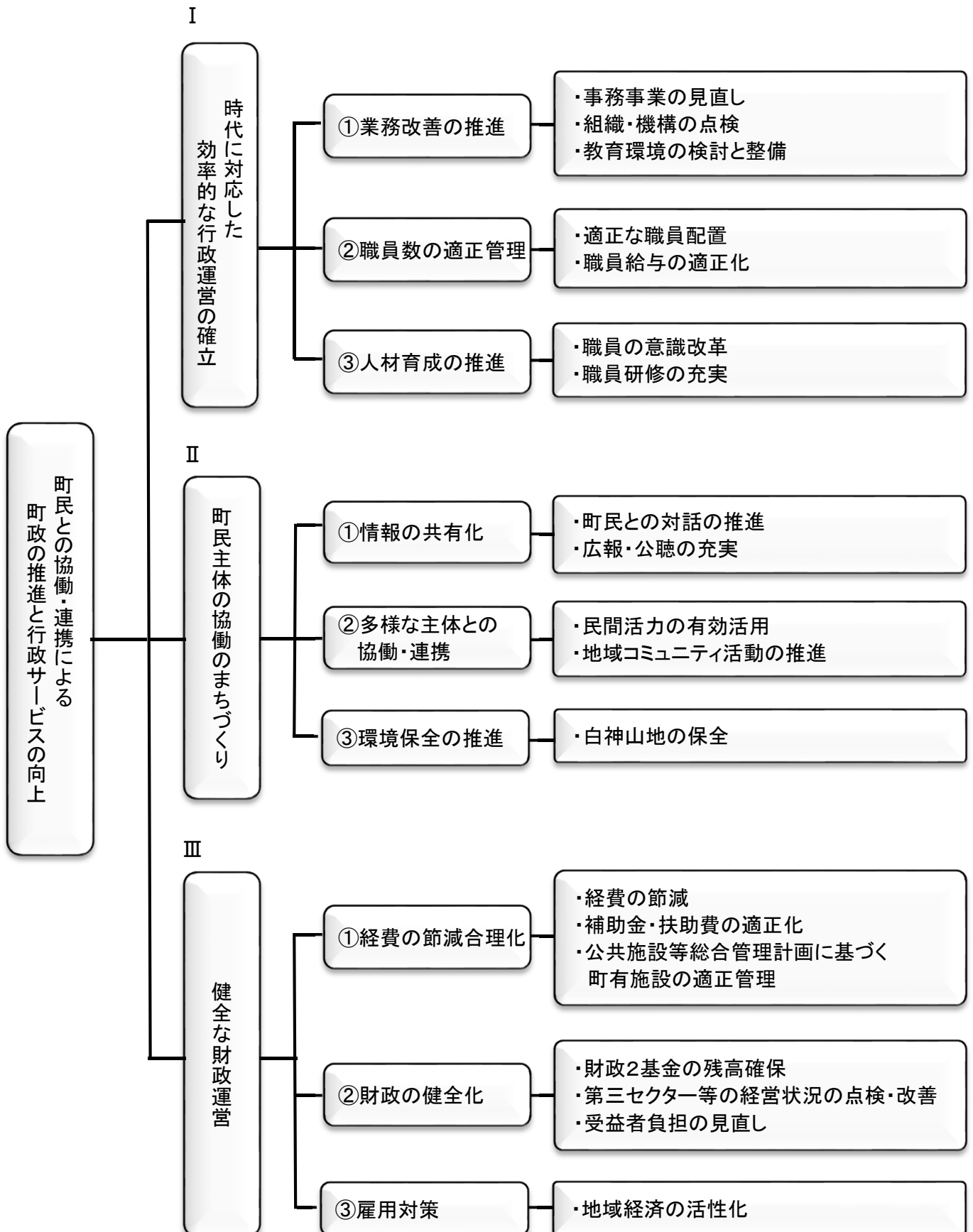
また、投資的事業の実施にあつたては、有利な財源の確保に努め、緊急性、重要度、投資効果を十分検討し実施します。

第三セクターの運営管理については、引き続き財務諸表や財政支援状況の点検・評価を行い、適正な運営を図るとともに結果等については町広報等を活用し情報公開に努めます。

③雇用対策

これまで、秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金事業による求職者を対象とした講習会やセミナーを開催し就業を支援してきました。しかしながら、町単独での雇用の場の確保は非常に厳しい状況であり、車で通勤可能な近隣市町の事業者等との連携が必要です。一方、町内事業所の業種によっては、労働力不足といった課題もあります。今後は、車で通勤し働ける場の確保と町内での通年で働ける雇用環境の検討と整備に努めます。

第七次行政改革大綱の体系



第七次行政改革大綱 町民との協働・連携による町政の推進と行政サービスの向上

I 時代に対応した効率的な行政運営の確立

改革項目	改革事項	具体的検討事項
① 業務改善の推進	事務事業の見直し	・ 所管不明な書類がないよう所管を明確化し、文書管理規程に沿った保存管理し、適正に管理されているか定期的に点検を行う。
		・ 敬老式、長寿祝金のあり方を随時他市町村の状況の把握を含め検討する。
		・ 民間を活用することで、サービスの維持向上及び事務の効率化が図られるものについては積極的な民間活力の導入を検討する。
	組織・機構の点検	・ 組織内の横の連絡を密にするため課内会議等の開催と充実を図る。
		・ 生活行動圏の拡大や、共通処理事務等さまざまな分野の広域行政のあり方について検討し、町民ニーズに的確な対応ができる広域行政を推進する。
		・ 議会改革後の定数等の検証を行う。
		・ 設置目的を果たした審議会・委員会等の点検・整理見直しを図る。
② 職員数の適正管理	適正な職員配置	・ 適正な定員管理と人員配置を図る。
	職員給与の適正化	・ 人事院並びに県人事委員会勧告、他自治体等との均衡や民間の動向を踏まえ適正化を図る。
③ 人材育成の推進	職員の意識改革	・ 全体の奉仕者であることを深く認識し、公務員倫理に照らして自らを律していく意識、地域や住民に貢献したいと思う価値感や意識、日頃から学習し新しい知識等を得ようとする意識の醸成を図る。 ・ 係内の横のつながりを強化するとともに接遇研修を確実に実施していく。
	職員研修の充実	・ 階層別の研修のほか、自己啓発のための研修、持続可能なまちづくりを行っていくうえで必要なスキルを身につけるための研修や首都圏等での全国各地の人材が参加する研修会の受講など計画的に実施し、職員のスキルアップを図る。

Ⅱ 町民主体の協働のまちづくり

改革項目	改革事項	具体的検討事項
① 情報の共有化	町民との対話の推進	・町政に関する意見交換の場の設定と、場のより効果的な運営方法について検討し、町民と行政が対話しながらお互いに理解を深める取組を行う。
	広報・公聴の充実	・町広報、ホームページ、フェイスブック、防災無線などによる情報発信と情報公開を積極的に行い、町民へのより分かりやすい情報の提供を推進する。 ・また、町長等特別職の報酬の公表については、他市町村との比較など分かりやすい内容として毎年公表し信頼性の確保と透明性の向上を図る。
② 多様な主体との協働・連携	民間活力の有効活用	・町内にある企業やNPO、各種団体など多様な主体をまちづくりの担い手と位置づけ、NPO団体等の人材育成と組織強化を図るとともに、産業・文化の振興や地域福祉の推進など様々な場面において連携を図る。
	地域コミュニティ活動の推進	・住民の自主的な活動を促し、その自主的活動の支援に努めるとともに、地域課題（除排雪・交通・通院・防災・子育て等）を解決するための取組を支援する。
③ 環境保全の推進	白神山地の保全	・森林の適切な保全管理、間伐等森林整備の計画的な実施、環境にやさしい車両等の活用などに官民一体となって取り組み、環境保全、白神山地保全に努める。

Ⅲ 健全な財政運営

改革項目	改革事項	具体的検討事項
① 経費の節減合理化	経費の節減	・引き続き庁舎の物件費等の経常経費の節減に努めるとともに、事業の継続的な見直しを含め効果や必要性を検証し節減を図る。
	補助金・扶助費の適正化	・各種団体への補助金等について、目的を達成したもの、引き続き推進しなければならないもの等、活動内容や事業効果等を精査し必要に応じて廃止・統合・削減などの見直しを行う。
	公共施設等総合管理計画に基づく町有施設の適正管理	・公共施設等総合管理計画に基づいた個別計画を策定し施設の必要性・効果性・運営コスト等の観点から見直しを図るとともに、適正な管理手法を検討しコストの縮減と施設の有効活用を図る。
② 財政の健全化	財政２基金の残高確保	・過疎対策事業債等の交付税措置のあるものを計画的に有効活用するとともに、安定した財政運営のためにも財政調整基金は５億円台を維持し、減債基金は５億円を目指して積立していく。
	第三セクター等の経営状況の点検・改善	・定期的な管理運営状況の把握と点検をし、経営改善、安定化を図る取組を進める。 ・施設の収支管理の導入による経営状況の把握。 ・ファシリティマネジメントによる利用者からの視点も含めた施設のあり方を検証する。 ・プロパティマネジメントによるキャッシュフローの最大化を一つの目標として、施設の運営管理方法の最適化を検討する。 *ファシリティマネジメント：施設の管理運営者の視点だけではなく、利用者の視点も考慮し利益の最大化を図る。双方の視点からのバランスのとれた状況を保ちつつ管理運営を提案し運営していく管理手法。 *プロパティマネジメント：不動産の資産価値を最大限に高め運用していく手法。運用する不動産のキャッシュフローの最大化を図る。
	受益者負担の見直し	・利用者・受益者負担の公平性を図るため、必要に応じて使用料や利用料、手数料、負担金など減免基準の見直しを検討する。
③ 雇用対策	地域経済の活性化	・町の特性を活かした仕事づくりなど、町内において創業・起業する人や事業拡充への支援に取り組む。